

常務理事	事務長	係
		保険証処理

## 被扶養者（異動）届

兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長殿

下記のとおり被扶養者（異動）についてお届けします。

被扶養者を 追加 ・ 削除 します。

（該当する方に○を入れて下さい。）

※ 平成 年 月 日提出

① 被保険者証の 記号番号	② 資格取得年月日 昭和 平成 年 月 日		③ 標準報酬 月 額 千円	④ 被保険者氏名 ・ 生年月日 ・ 印 フリガナ 昭和 ・ 平成 年 月 日生	
⑤ 被保険者 の住所と 電話番号	〒 ( ) -		⑥ 事業所の 名 称		
⑦ 被扶養者 の氏名	(カナ)	(カナ)	(カナ)	(カナ)	
⑧ 生年月日	昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	昭平 年 月 日	
⑨ 性 別	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	男 ・ 女	
⑩ 被保険者 との続柄					
⑪ 職 業					
⑫ 収 入 (1ヶ月)	円	円	円	円	
⑬ 被扶養者 の住所					
⑭ 扶養を しはじめた日 しなくなった日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
⑮ 扶養を しはじめた理由 しなくなった理由					

この届書は、被扶養者に異動があったときにその日から五日以内に事業主（会社）を通じて提出してください。尚、被扶養者からはずれる場合は、必ず対象者の被保険者証カードを添付ください。

※	上記のとおり相違ないことを証明します。
事業主	平成 年 月 日
証明欄	所在地名称 事業所 事業主氏名

組 合	上記のとおり認定しました。
認 定 欄	平成 年 月 日 兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長

# 配偶者状況届

平成 年 月 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合理事長 御中

会社名

被保険者氏名

印

1. 配偶者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 歳

2. 扶養することになった理由

イ. 結婚                      ロ. 退職                      ハ. その他(                      )

3. 会社の税法上(給与)の扶養家族として届けていますか?

イ. 届けている                      ロ. 届けていない(理由                      )

4. 今まで加入していた健康保険の種類

イ. 全国健康保険協会                      ロ. 健康保険組合                      ハ. 国民健康保険

ニ. (国家、地方公務員)共済組合                      ホ. 親等の健康保険組合の被扶養者

ヘ. なし(理由:                      )

5. 最終の就職状況

イ. 就職していない

ロ. 勤務先

就職期間                      年                      月                      日～                      年                      月                      日まで

6. 雇用保険(失業保険)の状況

イ. 受給終了(「支給終了印」のある受給資格者証の写を添付)

ロ. 受給延長中(受給延長の写を添付)

ハ. 現在申請中(職業安定所求職申込年月日のある受給資格者証の写等)

ニ. 現在手続していない(「被保険者離職票-1・離職票-2」の写を添付、理由:                      )

ホ. 受けない(理由:                      )

ヘ. 雇用保険なし(理由:                      )

7. 今現在、パート・アルバイトをしていますか

イ. している                      勤務先名:                      職種:

1か月当たりの収入                      円

ロ. していない

平成 年 月 日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合  
理事長 瀧川 博 司 殿

貴社名  
部署名  
氏 名 印

### 遅延理由書

この度、私の\_\_\_\_\_の扶養申請において、被扶養者（異動）届提出の際に、  
\_\_\_\_\_の添付が、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の理由により遅れることをご了承ください。

尚、書類が届き次第速やかに事業所経由(任意継続の方は直接)で健康保険組合に送付いたしますので、認定処理をお願いいたします。

以上



## 被扶養者の認定基準について

(平成25年11月1日より実施)

兵庫トヨタ自動車健康保険組合の被扶養者認定に関する基本的考え方は下記のとおりです。

### 記

◎ 被扶養者となるために絶対必要な条件は以下の3点です。

- ① 健康保険法で定められた被扶養者の範囲内であること
- ② 主として被保険者の収入により生計が維持されていること
- ③ 被扶養者の収入が被保険者の収入の半分未満であること

※ 収入のある者の認定について

被扶養者の認定は、認定対象者の年間収入限度額が130万円(注1)(60歳以上の人または障害厚生年金受給者要件に該当する程度の障害者の場合は180万円)未満など、被扶養者認定関係法令・通達等で大枠は決められていますが、認定対象者の年間収入、生計維持関係の実態、同一世帯の判定など個々のケースについては、健康保険組合の判断に委ねられています。

(注1) 社会保険上の扶養は、所得税法上の扶養とは違い、被扶養者の収入は税金控除前の総収入となります。

(通勤交通費等の非課税収入および賞与も含みます)

1年間の収入の130万円(60歳以上または障害認定者は180万円)未満というのは、1月から12月までの1年間ではなく、申請時からの1年間の推定額となります。

また、認定要件である「主として被保険者の収入により生計が維持されている」状態とは、認定対象者の生計費の半分程度以上を、被保険者から日常継続的に支援を受けている状態のことを言います。当健保組合ではその実態を金額面だけではなく、被保険者本人の収入等の扶養能力や毎年発表される人事院勧告で報告される「費目別、世帯人員別標準生計費」などを目安に社会通念に照らして判定いたします。したがって、認定対象者の収入が基準以下であっても場合によっては認定されないことがあります。

○ 認定できないケース

- ・ 認定対象者の収入が130万円(60歳以上または障害認定者は180万円)以上ある場合
- ・ 別居の場合、認定対象者の収入額以上の仕送りを定期的・継続的に行っていない場合
- ・ 父が死亡しその被扶養者であった母を被扶養者として届け出る場合であって、遺族年金額がまだ裁定されていない場合
- ・ 雇用保険受給中の場合で基準額を超える場合
- ・ 認定対象者が就職しているが、試用期間等で健康保険に加入できないケースであっても、月額給与が108,333円を超えている場合

○ 原則として認定できない(事案により個々に判定される)ケース

- ・ 同居の親を被扶養者として届け出る場合等で、年金やパート等による収入額が「費目別、世帯人員別標準生計費」を著しく超えている場合
- ・ 別居している親を被扶養者として届け出る場合等で、年金等の収入額と被保険者からの支援額との合計が「費目別、世帯人員別標準生計費」を著しく超えている場合
- ・ 認定対象者が経営者として自営業を営んでいる場合(芸術家・音楽家等を含む)
- ・ 任意継続被保険者の奥様で、収入が被保険者の収入の半分以上ある場合
- ・ 任意継続被保険者が就労可能年齢(23歳以上)にある未就学の子を被扶養者とすること
- ・ 社会通念上被保険者が認定対象者の主たる生計を維持していると認められない場合

## ※子どもさんに対する認定について

### I. 最終学校を卒業（中退）後、就職せずアルバイト等で収入を得ている者

- ① 一般的な大学卒業年齢（22歳）の年度3月末までは、年間収入130万円未満の者は認定する。
- ② ①を超える年齢の者は、アルバイト等による月平均収入が80,000円未満の者は認定、80,000円以上の収入があれば、主たる生計を維持しているとはみなさず不認定とする。（被扶養者の早期の自立を促す。）但し、春（3月）に卒業して就職していない者については、翌年3月末まではアルバイト等による年間収入130万円未満の者は認定する。（就職浪人に対する救済措置として）

### II. 最終学校を卒業（中退）後、就職せずアルバイト等で収入を得ていない者

- ① 一般的な大学卒業年齢（22歳）の年度3月末までは、無条件で認定
- ② ①を超える年齢の者については、病気等の理由のある者は「診断書等」の提出があれば認定、それ以外の者は検認の都度日々の生活状況等を申告していただき、主たる生計を維持している実態があると認められる場合は認定、認められない場合は不認定とする。（被扶養者の早期の自立を促す）

### III. 一度就職した子が退職した場合

- ① 再度の就学や健康上の理由等のやむを得ない理由がある場合は認定（学校関係の証明書、医師の診断書等の提出が必要）
- ② ①以外の者については、生活状況から主たる生計を維持している実態があると認められる場合は認定、認められない場合は不認定とする。

## ※親に対する認定基準について（両親健在の場合）

- ① 夫婦一体原則により、両親の年収の合計額が、被保険者の年収の2分の1を超えている場合は不認定とする。
- ② 両親健在の場合の1人あたりの生活費は、一人の生活費の2倍を下回ると考えるのが妥当であるので、年収限度額を夫婦それぞれの限度額合計額の85%とする。

## ※任意継続被保険者における収入のある奥様等の扶養認定について

- ① 任意継続時に被扶養者である収入のある奥様については、暫定的に認定を継続するが、後日（6ヶ月以内に）双方の収入が確認できる書類を提出していただき、あらためて判定するものとする。
- ② 任意継続時に奥様が強制または任意適用事業所の被保険者である場合、被保険者に扶養されていた被扶養者は奥様に移行するものとする。